

平成 30 年度 第 9 回三和区地域協議会次第

日時:平成 31 年 3 月 25 日(月)
午後 6 時 30 分から
場所:三和コミュニティプラザ
2階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 第 6 次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について …資料No.1

(2) 平成 31 年度三和区における主な事業について …資料No.2

4 協議事項

(1) 自主的審議事項について …資料No.3

(2) 平成 31 年度地域活動支援事業の審査日程等について …資料No.4

(3) その他

5 そ の 他

・平成 31 年度三和区の各種団体主要事業カレンダーについて …資料No.5

6 閉 会

第6次上越市行政改革の概要

平成31年度
2019年度



平成34年度
2022年度

行政改革とは、市民の皆さんが安心して暮らしていけるように、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の仕事やその方法などを見直し、必要に応じて変えていく取組です。

人口減少や少子高齢化が進むとともに、財政収支の不均衡が顕在化し、さらに公共施設等の老朽化、子育てや福祉分野の政策推進に伴う事業費の増加など、市政運営を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

今後の市政運営においては、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な行財政基盤の確立に目途を付けなくてはなりません。

このため、上越市では平成31年度から平成34年度までの行政改革の方向性を示した「第6次上越市行政改革推進計画」を策定しました。

市民の皆さんと「まちの将来像」を共に考えながら、生活を支える基礎的な行政サービスを提供していくために、行政内部における業務の更なる効率化を図るとともに、必要性や優先度が低く、民間と重複したり、過剰となっている行政サービスを見直す必要があります。

「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、市政運営と地域を支える取組を進めていきます。

上越市を取り巻く課題

人口減少・少子高齢化の進行

当市の人口は毎年減少が続いており、現在の約20万人が2045年には約14万人まで減少すると推計されています。(図1)

このまま人口減少が進行すると、市政運営や市民生活に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。(図2)

このため、行政サービスの選択と集中を図るとともに、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現に向けた取組を進めることが必要です。

歳入・歳出の不均衡

市の財政は、平成28年度以降、毎年度発生する収支不足額を財政調整基金¹⁾からの繰入金で補てんしています。

このままでは、近い将来、この基金が枯渇し、必要な行政サービスを賄えなくなることが想定されます。

このため、歳入を確保しつつ事業の見直し等による歳出削減を行い、持続可能な行財政基盤の確立と限られた経営資源の最適配分のための行政運営手法の見直しが必要です。

施設等の維持管理経費の増大

当市では、類似団体(施行時特例市²⁾)の中で市民一人当たりの延床面積が最も多い³⁾など、人口規模に比べ多数の公共施設を保有しています。機能が重複する施設がいくつも存在する一方で、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められます。

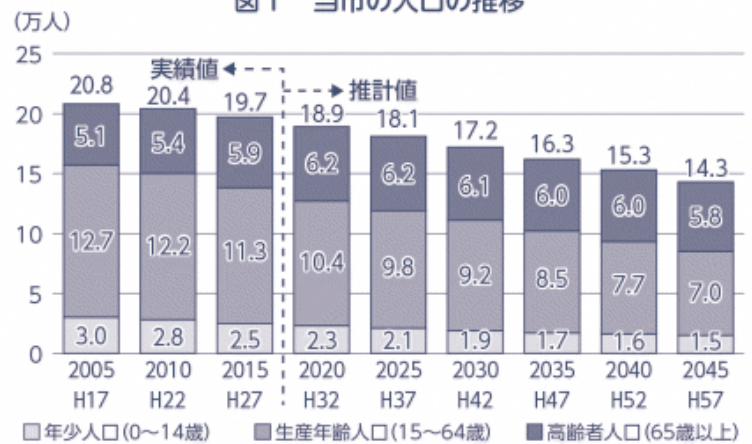
今後は、人口減少に伴う施設利用者の減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化による維持管理経費の増大が懸念されます。また、温浴・宿泊施設等の管理運営を目的に設立した法人など第三セクターにおいては、経営状況が悪化している法人もあり、経営の健全化が必要です。

適正な職員数の確保

これまで、定員の適正化に向けた取組を計画的に進めてきたことにより、正規職員の人数は、市町村合併以降、496人減少し、1,894人(平成30年4月1日現在)となりました。

これを類似団体(施行時特例市)と比較すると未だ多い状況にあるものの、地勢や気候、合併による広域化など、当市固有の事情も考慮しながら、適正な職員数とする必要があります。

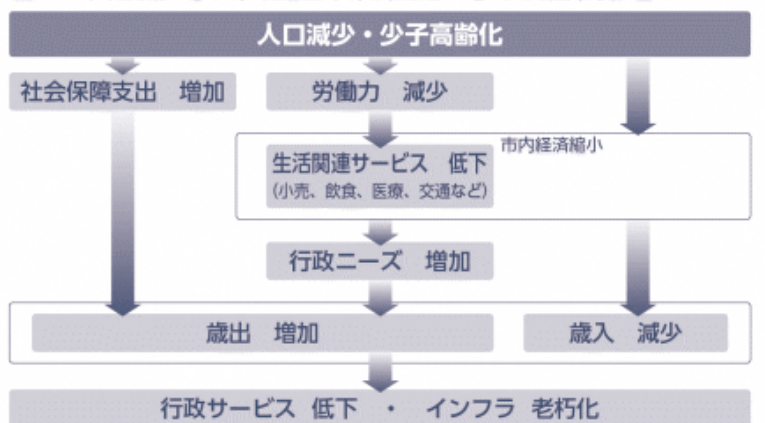
図1 当市の人口の推移



出所) 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』により作成

※ 実績値における年齢区分別数には年齢不詳を按分した値を加えた

図2 人口減少等が市政運営や市民生活に与える経済的影響イメージ



1) 財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている基金

2) 特例市とは、人口20万人以上の市に都道府県の権限の一部を移譲するための制度。平成27年4月1日から、特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。この時点までに特例市に指定されていた市が「施行時特例市」となったもの。施行時特例市は平成27年4月1日時点で39市、平成30年4月1日時点で31市

3) 出所) 公共施設状況調査(平成29年3月31日現在)

第6次行政改革の取組

「すこやかなまち」づくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態であることが不可欠です。

財政収支の均衡を図りつつ、「すこやかなまち」の土台づくりを確実に進め、計画期間終了後に、次のような状態が確保されていることを目指し、基本方針に掲げる取組を進めていきます。

- ・第6次総合計画に掲げた「すこやかなまち」の実現の土台づくりが図られている状態
- ・平成35年度以降において、財政収支の均衡の目途が付いている状態
- ・「経営資源の最適配分」と「最少の経費で最大の効果をあげる」ための市政運営の仕組みが機能している状態

基本方針1 行政運営手法の見直し

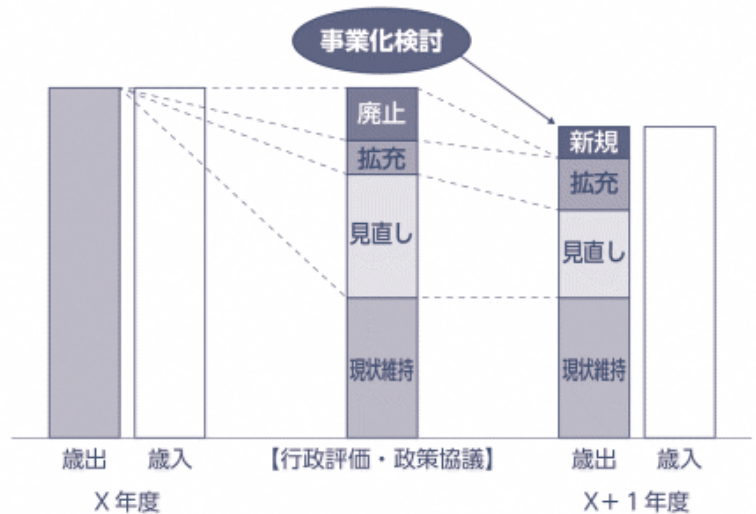
(1) 行政評価の実施

- ・施策の優先度と、事務事業の必要性・有効性・効率性などの視点で評価を行い、見直します。
- ・事務改善等による事務の効率化や経費の節減、民間活力の活用を推進します。

(2) 政策協議の実施

- ・まちづくりの方向性と経営資源を見据え、第6次総合計画の推進に必要な事業を選定し、優先度の高いものから取り組んでいきます。

行政評価、政策協議による経営資源の再配分イメージ



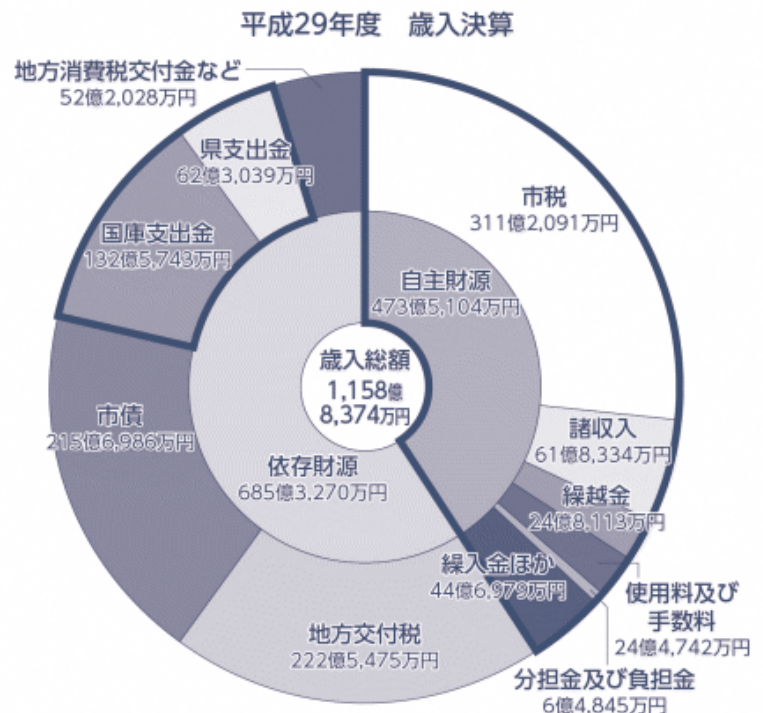
基本方針2 歳入確保の推進

(1) 国県補助金等の確保

- ・情報の収集・共有により、国県等の補助制度や交付金等の有効活用に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

- ・未利用財産（土地等）の売却・貸付け、市税等の収納率向上や施設使用料など受益者負担の適正化を推進し、税源涵養の意識を持ちながら自主財源の確保に取り組みます。



※表記単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない。

基本方策3 公共施設の適正管理の推進

- ・施設の機能や役割に着目し、将来に向けて真に必要な施設や機能を顕在化させます。
- ・機能が必要な施設でも民間譲渡が可能な施設は、譲渡を推進します。
- ・近いエリアに複数あるスポーツ施設や集会施設などは、施設の受入能力や利用状況等に応じて統廃合します。
- ・将来にわたり存続させる施設は、適正かつ計画的な維持管理方策を具体化し、中長期的な維持管理・更新等の経費の削減を図ります。

主な適正配置対象施設の現状

種別	施設数		年間 公費負担額
		うち 経過年数 30年以上	
日帰り・宿泊温浴施設	16	2	3億2千6百万円
体育館	19	12	1億2千4百万円
貸館・交流施設	18	5	1億1千万円
公民館	49	34	6千8百万円
プール	4	4	3千4百万円
野球場	9	7	3千万円
生涯学習センター	12	9	1千6百万円
集会施設	23	11	1千2百万円

※ 施設数、経過年数は平成30年4月1日現在

※ 公費負担額は、維持管理経費から使用料等の収入を除いた経費で、平成26年度～28年度の3か年平均額
維持管理経費は、委託料、光熱水費、修繕料（大規模修繕経費は含まない）その他の経費

基本方策4 第三セクター等の経営健全化の推進

- ・第三セクター等の存廃を含めて検証する抜本的改革を含む経営健全化に取り組みます。
- ・存続させる第三セクター等の有効活用と健全経営の支援に取り組みます。

当市の出資等の割合が25%以上の第三セクター 平成29年度経営状況

区分	法人数	うち 単年度 赤字	うち 累積 欠損金有	うち 債務超過
会社法法人	8	3	6	1
非営利法人その他 ^{*1}	10	6	-	-
小計	18	9	6	1
JHD ^{*2} の事業会社	7	4	3	1
合計	25	13	9	2

※1 非営利法人その他においては、累積欠損金と債務超過の判断はしていない

※2 当市の第三セクターであった会社法法人7社を統括運営する持株会社のJ-ホールディングス（株）

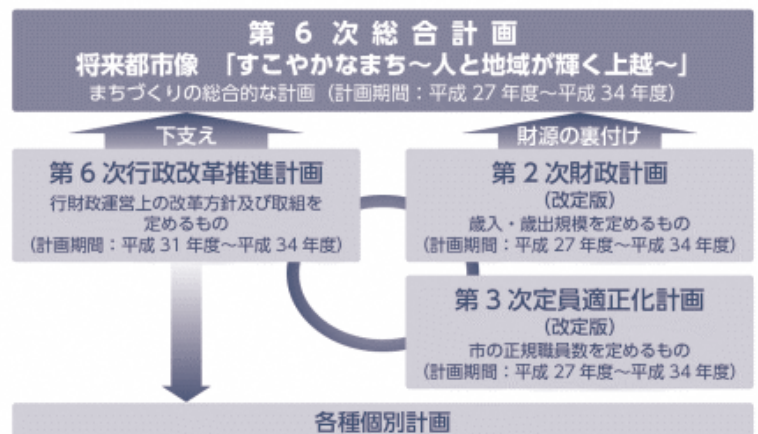
基本方策5 効果的・効率的な組織体制の推進

- ・定員適正化を図り、効果的・効率的な組織体制を構築します。
- ・人材育成方針に基づき、研修や仕事を通じた人材育成を推進します。

計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第6次総合計画で掲げた将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、その下支えとして策定するものです。

また、「財政計画」及び「定員適正化計画」や各種個別計画とも連携を図り、第6次総合計画を推進します。



◆計画及び今後の進捗状況は、市役所木田庁舎1階や各区総合事務所等の市政情報コーナー及び市ホームページでご覧いただけます。

◆本計画における年の表記は、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」としています。

事務事業評価の結果について

1 事務事業評価の実施

(1) 目的

第6次総合計画における施策を評価し、また、施策を実現するための事務事業を評価することにより、限られた経営資源（財源、公共施設等、人材・組織）の範囲で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行政改革の視点から事務事業の必要性・有効性・効率性を検証し、施策の実現に資する重要な事務事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもので、具体的には次の3点を目指します。

- ・ 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- ・ 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- ・ 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認及び事業執行の更なる効率化

(2) 対象事業（1,408事業）

- ・ 平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業（1,313事業）

ただし、施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに策定する個別施設計画で検討するため、対象外としました。

- ・ 予算は計上されていないが、一定以上の業務量を要する事務事業（95事業）

(3) 評価の手順

ア 施策評価

第6次総合計画前期基本計画に基づく42の基本施策を構成する106の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後4年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映しました。

イ 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・企画政策課・財政課・人事課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

(4) 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	・ 市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等）を検証 ・ 行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替が可能か）を検証
有効性	・ 目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成27年度～平成29年度）を検証 ・ 政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	・ 近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・ 民間活力等の活用による事業実施の可否など事業の実施方法を検証 ・ 事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否）を検証 ・ 適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保）を検証

(5) 評価結果の区分（事務事業の方向性）

平成 34 年度までの事務事業の方向性について、次の区分により評価を行いました。

次ページ以降の評価結果一覧については、評価結果のうち、「廃止」「一部廃止」「見直し」「拡充」と評価した事務事業を掲載しています。

なお、平成 34 年度までの間には、本資料に掲載されている評価結果だけではなく、平成 35 年度以降の収支均衡を目指し、一層の事務事業の見直しに取り組みます。

評価区分	内容	事業数
廃止	・ 廃止とする事務事業	25
一部廃止	・ 事業規模、対象者等を縮小する事務事業	24
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事務事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事務事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事務事業	179
拡充	・ 事業規模、対象者等を拡充する事務事業	18
完了	・ あらかじめ完了年度が設定されており、今後確実に完了が見込まれる事務事業	154
現状維持	・ 継続して実施する事務事業	1,008
合計		1,408

(6) 評価結果の取扱い

ア 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら取組を進めていきます。

イ 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」を策定しました。
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成を実施します。

評価結果一覧【三和区 関連事業抜粋版】

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果	
				区分	内容
19	三和区都市・農村交流促進事業	・農業体験と都市住民との交流を通じ、地域の活性化を図るため、三和ふれあい農園の農地貸付けと管理を行う。(平成7年開設 貸付可能区画37区画 管理棟1棟)	農村振興課	廃止	・これまで都市農村交流に一定の成果を上げてきたが、既に農園借受者が固定化するとともに、減少傾向にあることから、農園を休止する。
94	三和コミュニティプラザ管理運営費	・上越市コミュニティプラザ条例に基づき、コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	自治・地域振興課	見直し	・総合事務所では、時間外の戸籍届等の受付件数が少数であり、一律に時間外受付を開設する必要性は低いことから、申請等の受付状況に応じて時間外受付体制を見直す。
111	三和区地域振興事業	・市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。	自治・地域振興課	見直し	・地域振興事業について、補助金に関する基本方針では補助率を原則5割としているが、多くの事業が7割となっていることから、各事業の地域振興への寄与度を勘案し、補助率の見直しを検討する。

平成31年度 三和区における主な事業

※平成31年度予算額は、平成30年度からの繰越を含む。(単位：千円)

事業(事業概要)	課名	平成31年度 予算額
1 町内会関係費集会場整備費補助	共生まちづくり課	11,296
・上田町内会・法花寺町内会・島倉町内会・井ノ口町内会集会場の修繕工事に補助する。		
2 地域公共交通運行対策事業	自治・地域振興課	27,044
バス運行対策費補助金 ・高田・浦川原線 17,787千円 ・真砂・岡田線 3,652千円 ・水科・今保線 5,605千円		
3 地域活動支援事業	自治・地域振興課	6,100
地域住民の自発的・主体的な取り組みを推進し、地域の課題解決や活力向上を図る。 総額 180,000千円を28自治区に配分 (配分方法：均等割4,500千円＋人口割) ・平成31年度 三和区配分額 6,100千円		
4 介護保険新総合事業(地域支えあい事業)	高齢者支援課	3,547
高齢者の介護予防・健康保持等の支援を行い、地域における高齢者の支え合いの体制を構築するため、 高齢者サロン、介護予防教室、認知症カフェ等の事業を実施する。 ・地域支えあい事業委託料		
5 三和区保健センター管理運営費	健康づくり推進課	6,613
・施設維持管理(管理委託、光熱水費、営繕修繕等)		
6 農村公園管理運営事業	農林水産整備課	408
・施設管理運営業務 報償費、需用費、使用料 7公園：神田せせらぎ水路、島倉谷内池休憩広場、上杉水辺親水広場、番町農村公園 里公水辺親水広場、よしだの谷内自然公園、布目池公園		
7 土地改良事業	農林水産整備課	23,275
・県営経営体育成基盤整備事業 三和中部第1、三和南部 事業費74,000千円、市負担金8,025千円 (H30補正繰越：三和中部第1 事業費100,000千円、市負担金12,500千円) ・県営ため池等整備事業 末沢、三和(新溜(下)、多能ダム、阿弥陀寺池、白山溜) 事業費20,000千円、市負担金2,200千円 (H30補正繰越：末沢 事業費5,000千円、市負担金550千円)		
8 三和西部産業団地管理費	産業立地課	2,003
・維持管理(草刈、緑地帯害虫駆除、調整池汚泥等清掃など)		
9 観光施設等管理事業	観光振興課	12,203
・三和ネイチャーリングホテル米本陣管理運営費 ・東部緑地公園等管理費		

事業（事業概要）	課名	平成31年度 予算額
10 道路維持費	道路課	28,955
市道を適正に管理し、市民生活の安全・安心を確保する。 ・道路維持管理、交通安全対策、舗装修繕、外側線修繕等		
11 道路整備事業	道路課	31,757
市道の整備促進を図る。 ・今保北代線（歩道整備<用地取得、物件補償、路肩拡幅工事>）今保地内 歩道整備 L=120m 路肩拡幅工事 L=45m		
12 準用河川管理事業	河川海岸砂防課	4,715
準用河川の機能保全を図り、適正な維持管理を行う。 ・錦川、代官免川（護岸修繕工事）		
13 消防施設整備事業	危機管理課	8,417
・県道拡幅に伴う消火栓移設工事負担金（下中・野・今保）		
14 スクールバス等運行事業	学校教育課	15,300
・スクールバス運行費 美守・上杉小学校、三和中学校（冬期）		
15 小学校市単独事業	教育総務課	16,244
・里公小学校校舎外壁改修工事 9,720千円 ・上杉小学校放送設備改修工事 2,170千円 ・美守小学校校舎外壁、屋上防水改修工事 4,354千円		
16 小中学校大規模改造事業	教育総務課	87,000
普通教室への空調設備設置工事を実施し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る ・3小学校 63,000千円 ・中学校 24,000千円		
17 三和区公民館管理運営費	社会教育課	22,174
・三和地区公民館の施設管理費及び公民館図書室の施設運営費 ・地区公民館屋上防水等工事 16,631千円		
19 体育施設整備事業	スポーツ推進課	15,565
・三和体育館駐車場舗装修繕工事		
20 三和区体育施設管理運営費	スポーツ推進課	16,705
・三和体育館、三和スポーツセンター、三和西部スポーツハウス、スポーツ公園グラウンド、三和中学校 ナイター施設の維持管理 ・三和体育館照明制御装置修繕 724千円 ・三和スポーツセンター非常用外階段補修 2,160千円		

(案)

平成 年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

三和区地域協議会
会長 松井 孝

三和区小学校のあるべき姿に関する意見について

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、「三和区小学校のあるべき姿」について自主的に審議した結果、下記のとおり提出します。

記

三和区には現在、里公小学校、上杉小学校、美守小学校の3校が配置されていますが、その全ての学校において、今後も少子化による児童数減少が続くと見込まれるとともに、内1校については複式学級となっています。

当協議会では、こうした現状を踏まえ、少子化に伴う小学校の問題は将来の三和区の重要な課題になると考え、平成28年度から「三和区小学校のあるべき姿」を自主的審議事項として審議することとしました。

審議にあたっては、子どもたちにとって最も望ましい教育環境とは何かを考え、まずは、地域の皆さんに小学校の現状をお示しし、将来の小学校についての考えを地区別、各組織、保護者の皆さんなどと意見交換しました。その後、その際の意見を基に、主に保護者の皆さんとの意見交換やアンケート調査等を実施してきたところです。

当協議会では、これらの経緯も踏まえ、さらに協議・検討を重ね、町内会長協議会を始め地域住民に対して「三和区内の里公小学校、上杉小学校、美守小学校の3校を統合し、区内は1小学校とする」という当協議会の協議結果を説明するとともに、全戸配布の「地域協議会だより」を通じて周知を図り、概ね地域の賛同が得られたと判断しました。

つきましては、地域住民の意向を十分配慮した上で、三和区内の子どもたちがより良い教育環境で学べるよう、三和区内の小学校1校化を早期に実現していただくよう望みます。

平成31年度 地域活動支援事業審査日程(案)

項 目	平成31年度	平成30年度	平成29年度
①提案事業の募集期間	4月 1日(月)～19日(金)	4月 2日 (月) ～20日 (金)	4月 3日 (月) ～28日 (金)
②提案書の配付	4月22日(月)	4月23日 (月)	5月 2日 (火)
③質問の提出期限	4月26日(金)	5月 1日 (火)	5月 9日 (火)
提案団体に質問事項の送付	5月 8日(水)	5月 2日 (水)	5月11日 (木)
④地域協議会の開催 提案事業のプレゼン(ヒアリング)	5月16日(木) ※午後3時～	5月11日 (金) ※午後3時～	5月25日 (木) ※午後3時～
⑤地域協議会の開催(審査)	5月16日(木) ※プレゼン終了後	5月11日 (金) ※プレゼン終了後	5月25日 (木) ※プレゼン終了後
⑥採択通知(市)	5月22日(水)	5月16日 (水)	5月29日

平成31年度地域活動支援事業三和区採択方針等

項 目		平成31年度
募集期間		4月1日（月）から4月19日（金） ※土、日曜を除く
補助率 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・10/10以内 ※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。 ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内 ※平成31年度事業からカウントする。
	上 限	150万円
	下 限	1万円
優先採択方針		6項目（裏面参照）
提案件数の制限		制限しない
プレゼンテーションとヒアリング		プレゼンテーションを主体としたヒアリングを実施する。必要に応じて現地確認を行うことができる。
審査方法	説 明	ヒアリング時に提案者が説明 必要に応じて事務局が補足する場合がある。
	協 議	委員全員による協議とする。
	採 点	採点票により委員個々に採点する。
	利 害 関係者	提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外する。提案事業に関わっている場合は、委員の自主判断とする。
	審査項目	基本審査、三和区の採択方針、共通審査基準
	傾斜配分	なし
	採択ライン (下限点数)の設定	13点（25点満点）
補助対象外		防犯灯等のLED化
採択事業の決定		ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。
追加募集		残額が配分額の5%を目安とし追加募集を行う。ただし、追加募集は、1回とする。
そ の 他		5万円以上の経費は2者以上の見積書を添付する。

三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

- ① **「地域活性化事業」** 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例 祭り、講演会、フォーラムの開催など）
- ② **「安全・安心サポート事業」** 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
- ③ **「地域農業振興事業」** 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。（例 農作業体験、担い手研修など）
- ④ **「歴史的資産の保全・保存事業」** 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例 環境保全のための植林、文化財の整備など）
- ⑤ **「健全育成または健康推進事業」** 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
- ⑥ **「人材養成・確保事業」** 地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例 観光ボランティアの育成など）

平成 31 年度三和区地域活動支援事業のしおり

【採択方針】

上越市地域活動支援事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、三和区における「地域活動支援事業」の採択について、基本的な方針を定める。

1 基本テーマ

私たちの暮らす、この緑豊かな自然環境の地は、高齢化・過疎化という課題を抱えている。こうした課題を地域住民が自助・共助の考えに基づく地域づくり・地域おこしを通して、地域活性化を推進する。

2 優先して採択する事業

三和区の魅力は、表情豊かな里山と田園風景である。これら自然を守りつつ、自然と共生し、さらに歴史・文化などの資源を活用しながら生活の利便性、快適性をさらに向上させ、住民自らの取組みにより、一人ひとりが生き生きと生活し、今後とも終の棲家^{ついですみか}として実感できる地域づくりを進めることが当三和区の重要課題と言える。

したがって、三和区に配分される地域活動資金については、こうした地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ① 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくりなど「地域活性化事業」
- ② 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらうための「安全・安心サポート事業」
- ③ 地域農業の発展に資する担い手の育成や、地域農業資源を活用し新たな価値を創出する「地域農業振興事業」
- ④ 自然・環境・文化財など後世に残すべき「歴史的資産の保全・保存事業」
- ⑤ 子どもから高齢者までの広範囲にわたる「健全育成または健康推進事業」
- ⑥ 地域自治を担う人材を養成・確保する事業「人材養成・確保事業」

3 その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

4 補助の対象としない事業

次の事業については、三和区地域活動支援事業の対象としないものとする。

*防犯灯・外灯等のLED化事業（新設・更新含む）

【審査基準】

平成31年度の補助事業採択に当たっての基本的な考え方（審査の基準）は以下のとおりとする。

1 全事業共通事項

- (1) 複数年度に渡る事業の提案は、次のa～dの視点で審査を行う。ただし、提案やその審査の内容は、市の予算が単年度の支出を予定したものであるため、提案する年度に限ったものとなる。翌年度以降の提案は改めて行うこととする。
 - a 単年度では完了しない明確な事業計画があり、発展的な事業内容である。
 - b 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組みが明確に認められる事業である。
 - c 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業である。
 - d 不採択又は補助終了後、自立できる見通しが示されている。
 - e 事業内容が一部ステップアップしている場合でも、主要な部分が同じような内容の事業は複数の年度に渡る事業として取り扱うため、全体の事業計画を合わせて提案書に記載すること。
- (2) 地域活動支援事業の趣旨から、既存事業の財源振替補助は対象としない。

ただし、広域的に取り組んでいる事業で今後も地域の活性化に資すると考えられ、かつ費用対効果が高いと判断される場合は認めることができる。
- (3) 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業は対象としない。
- (4) 備品購入など資産の形成につながるものについては、次の要件を全て満たす場合で、かつ費用対効果が高いと判断される必要最低限のもののみ認める。
 - a 当該備品等の活用について明確な事業計画が策定されていること。
 - b 将来にわたって適正な管理及び効率的な使用が確保できることが確実なこと。
 - c 当該備品の使用頻度が高く、リース又はレンタルする場合よりも経済的であること。
- (5) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費は補助対象としない。
- (6) 事業実施に当たり法令等に基づく許認可が必要な場合、その許認可が得られることの見通しがたっていること。
- (7) 1団体から複数の提案があった場合でも、当初から除外せず、提案事業ごとに審査する。

- (8) 団体・町内会・個人の割合は、事前に制限することはせず、採択方針への適合性、区内への影響度の高い事業を優先する。

2 イベント系事業の場合 ～各種イベント、コンサート等～

- (1) 事業実施のための明確な目的があり、イベントはその目的達成のため行う一連の取組みの中での一事業として位置付けられたものであること。
- (2) 同好会などの団体が計画するイベント（発表会・展示会等）は、補助金打ち切り以降も継続実施が可能であることなど財政面が明確に示されていること。
ただし、2/3以上の三和区住民が加入する住民団体が計画するイベント（文化講演会等）については、地域活性化事業の一助として認められるものについてはこれを認める。
- (3) 通常開催されているような一般的な有料コンサート、演劇等については、原則として対象外とする。ただし、子育て支援や障害者支援など地域の主要課題に対応した内容であると認められる場合は対象とする場合がある。
- (4) 食事代は、イベント等の当日の講師分のみ対象とする。

【補助率・限度額】

- 1 補助率 ・ 10/10以内
※補助率は原則100%とするが、審査の結果、補助金額の減額や補助率を調整する場合がある。
・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内から
※平成31年度採択事業からカウントする。
- 2 限度額 上限 150万円 下限 1万円

【審査・採択の方法】

- 1 審査の方法
※用語の定義：「ヒアリング等」は、プレゼンテーションを主体としたヒアリングを兼ねたものをいう。
- (1) 委員が提案団体の代表者となっている場合、当該委員はその提案案件の協議、審査には加わらないものとする。また、委員が提案案件に関わっていた等の場合の協議、審査への参加の是非は、当該委員の自主判断とする。
- (2) 地域協議会は提案案件についてヒアリング等を行うものとする。ただし、提案者がヒアリング等への出席ができない場合は、事務局が質問事

項をまとめて提案者へ質問を行うことができる。

また、工事等現場を伴う提案事業について、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

- (3) 協議は委員全員で行い、採点は採点表により委員個々に行う。点数の傾斜配分は行わない。

2 採択の方法

- (1) 採択ライン（下限点数）は13点とする。
- (2) 採択方針に適合する事業を優先する。
- (3) 点数の上位の事業から配分額の範囲で採択する。ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。

また、ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。

平成31年度 地域活動支援事業 三和区地域協議会審査手順

◎スケジュール（当初のもの）

月 日	項 目	内 容
4月1日(月)～4月19日(金) 土曜日、日曜日を除く	提案書の受付 ヒアリング等の周知	一定の基準による審査 担当課への所見依頼 提案者への概要説明
4月下旬～5月上旬	提案書の事前配付 提案者への質問 質問事項の取りまとめ	委員による自己採点 質問事項を事務局へ提出 提案者へ質問事項の送付
5月中旬	提案者へのヒアリング等 地域協議会の審査	提案内容のヒアリング等 採択すべき事業 採択すべきでない事業 追加募集実施の有無
5月下旬	採択事業の内定	提案者へ通知

1. 提案書の受付

(1) 一定の基準による審査

- ① 提出書類に不足はないか。
- ② 提出書類のうち、様式については所定のものを使用しているか。
- ③ 提出書類に乱丁・落丁がないか。
- ④ 提出書類の記載内容が明確なものになっているか。
- ⑤ 提出書類の記載内容に矛盾はないか。
- ⑥ 提出書類の記載内容に法令等に反する行為の記述はないか。
- ⑦ 提案書の「上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約」が記入されているか。
- ⑧ 他の補助制度と重複して助成を受けていないか。
- ⑨ 提案事業が実施要綱で対象外とするものではないか。
- ⑩ 事業に係る経費が十分に計画されたもの、精査されたものといえるか。また、安易に計画変更できると考えていないか。
- ⑪ 実施要綱に基づき、補助対象経費として不適当な経費が計上されていないか。また、公金の支出として不適当な経費が計上されていないか。
- ⑫ 工事や備品購入については、それらが地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民の皆さんの活動が行われるか。
- ⑬ 備品購入を行う場合、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定や管理体制が明確になっているか。
- ⑭ 市有地・市施設を利用する事業については、市の担当課と事前の相談や協議が行われているか。

- ⑮ 土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前の相談や協議が行われているか。(採択された事業は、補助金交付申請時に「土地等使用承諾書」を提出していただくことを、提案者に説明する。)

(2) 担当課への所見依頼

補助金の重複払いを防止するため、また地域協議会での審査において、共通審査基準における必要性、実現性等の判断を行う必要があること等から、軽微な提案を除き、担当課(関係課)へ所見を求める。

2. 提案書等の事前配付

(1) 資料の事前配付

- ・事務局は、提案書の募集締切後速やかに審査資料を委員へ配付する。
(提案事業一覧表、提案書の写、採点票)
- ・資料中の個人情報に該当する項目(個人名、住所、電話番号、ファックス番号)を消し、送付する。
- ・審査日当日、委員は事前送付資料を持参する。

(2) 委員による事前採点

- ・事前配付された資料により各自採点し、採点票に記入する。

(3) 提案者への質問

- ・委員は提案書に不明な点があるときは、任意の様式に質問事項を記入し、事務局が指定する日までに事務局へ提出する。
- ・事務局は、委員からの質問事項をまとめ提案者へ送付する。

(4) ヒアリング等の実施

- ・提案者にヒアリング等の日程を通知する。(提案者は原則出席とする。)
- ・提案者がやむを得ずヒアリング等に欠席の場合、事務局が質問内容の聞き取りを行い、聞き取りの範囲内で事務局が回答する。
- ・ヒアリングは、提案者のプレゼンテーションを兼ねたものとする。
- ・ヒアリング等は、1提案事業につきおおむね10分程度とする。ただし、提案件数が多い場合は調整することができるものとする。
- ・ヒアリング等に際して、委員は提案者の意欲を尊重した姿勢で臨むものとする。
- ・工事等を伴う事業について、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

3. 協議会での審査

*審査は一覧表順に1件ごとに行う。

(1) 審議案件の説明について

- ・原則提案者がヒアリングの際にプレゼンテーションを行う。なお、必要に応じて事務局が補足説明を行う場合がある。

(2) 委員関連案件の取扱い

- ・事務局は提案書の受付の際に、委員が提案団体の代表者かどうかや、提案案件との関わりの有無等を把握し、ヒアリングの実施前に会長へ報告する。
- ・委員が提案団体の代表者となっている場合、当該委員はその提案案件の協議、審査には加わらないものとする。また、委員が提案案件に関わっていた等の場合の協議、審査への参加の是非は、当該委員の自主判断とする。

(3) 採点

- ・三和区の採択方針、基本審査・共通審査基準、三和区地域活動支援事業のしおりをもとに採点を行う。
- ・1つの案件が終了するごとに、採点票を回収する。採点票は無記名とする。
- ・事務局は、速やかに集計を行う。

(4) 採点票の集計（集計中会議中断・休憩）

- ・採点結果により次の手順で優先順位をつける。
- (ア) 基本審査基準により事業の目的に合致するか否かは、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。
- (イ) 優先採択方針に「適合する、しない」は、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。
- (ウ) 共通審査基準の①から⑤までの項目ごとに点数を合計し、採点者の数で除し、平均値を求める。（原則小数点以下第3位切り捨て）平均値合計が同点の場合は①から⑤の順に点数の高い方を上位とする。合計点の高い順に並べる。
※イメージ表 ①参照
- (エ) 基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び共通審査基準の点数が13点未満の事業は採択しない。（採択ライン13点以上）
※イメージ表 ①参照
- (オ) 優先採択方針に適合する事業を優先するため、不適合の事業の順位を適合する事業の下位に移動する。
※イメージ表 ②参照

*イメージ表 ① 配分額610万円 提案件数11件（以下の表も同様の想定）

(ウ) (エ) 「基本審査基準の事業目的に合致、共通審査基準採点13点以上」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	②の点数によりEが上位
6	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
7	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

採 択
ラ イ ン

*イメージ表 ②

(オ)「三和区の優先採択方針に適合する」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	採択方針を優先 したため順位逆 転
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

(5) 集計結果の報告 ※イメージ表 ③参照

- ・集計作業が終了次第会議を再開する。
- ・事務局は、集計結果をコピーし、配付する。
- ・委員は、優先順位が適当であるか（手順に誤りがないか）確認する。

*イメージ表 ③

「集計結果の報告」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	補助 額の 累計	残額
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	490
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	370
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	270
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	170
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	540	70
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	690	
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	750	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	830	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

配分額
ライン

(6) 採択すべき事業等の決定 その1 ※イメージ表 ④参照

- ・優先順位の上位から配分額に達するまでを採択すべき事業とする。
- ・採択すべき事業について、事業ごとに採択額を決定する。
(補助率は10/10以内であるが、原則100%のため通常補助希望額が採択額となる。)
- ・ボーダーライン上の事業は残額を補助額として採択すべき事業(例のG事業は補助額は70万円)とする。
- ・採択すべき事業の提案者(例のG事業)から辞退の申し出があった場合は、次点の事業(例のF事業)を採択すべき事業とする。(例のF事業 補助額60万円)
- ・次点の事業の提案者(例のF事業)からも辞退の申し出があった場合は、同様に採択すべき事業を次点へ送る。(例のH事業)ただし、基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び下限点数未満の事業は採択すべきでない事業であるため、採択はしない。
- ・特記事項の確認を行う。

*イメージ表 ④

優先順位	事業名	事業目的合致	優先採択方針との整合	補助額 万円	共通審査基準					合計点	補助額の累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	540	採択
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	辞退	不採択
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	600	採択
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13		不採択
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

採択額の合計 600万円 残額10万円

(6) 採択すべき事業等の決定 その2 ※イメージ表 ⑤参照

- ・審査に係る全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。

*イメージ表 ⑤

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	補助 額の 累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	540	採択
配分額 ライン	6	G	○	80→50	2.92	2.78	2.85	2.92	2.50	13.97	590	採択
	7	F	○	30→20	3.08	2.75	2.75	2.66	2.66	13.90	610	採択
	8	H	○	80	3	3	2	2	2	12	—	不採択
	9	I	○	40	2	2	2	2	2	10	—	不採択
	10	J	○	100	2	2	2	1	1	8	—	不採択
	11	K	×	20	3	3	3	3	3	15	—	不採択

(7) 不採択となる事業等の確認

- ・その他特記事項などを再確認する。
- ・条件を付けて採択する場合や不採択となった事業について提案者に伝えるため、具体的な理由を委員全体で協議する。

(8) 残額の取り扱い

- ・採択すべき事業の補助額の合計が配分額に達しなかったときは、残額の状況により追加募集について協議を行う。
- ・追加募集の実施については、配分額の5%を目安とする。また、追加募集は、1回とする。

(9) 市への報告

- ・採択すべき事業、採択すべきでない事業、採択額、事業実施者（提案者）への意見を総合事務所長へ報告する。
- ・個々の採点票の特記事項を事業実施者（提案者）への意見とする。ただし、同意見はまとめる場合がある。

(10) 提案者へ結果通知

- ・総合事務所長は、協議会の報告を尊重し採択事業を内定の上、速やかに提案者へ通知する。

1. 採点対象

事業名	事業
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>①「地域活性化事業」地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業</p> <p>②「安全・安心サポート事業」子供から高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業</p> <p>③「地域農業振興事業」農業の担い手育成や農業資源を活用し、新たな価値を創出する事業</p> <p>④「歴史的資産の保全・保存事業」後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業</p> <p>⑤「健全育成または健康増進事業」子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業</p> <p>⑥「人材養成・確保事業」地域自治を担う人材を養成・確保する事業</p>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄	1点を付けた場合に理由を記入
① 公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	5		
② 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	5		
③ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	5		
④ 参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	5		
⑤ 発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	5		
合計	* 採点は整数で行ってください。	25		

・ 5点…優れている ・ 4点…やや優れている ・ 3点…普通 ・ 2点…やや劣っている ・ 1点…劣っている

(4) その他特記事項

--

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。
各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。
- ★私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

まずはお気軽にご相談ください!

- ★平成31年度で実施する事業の提案を以下のとおり募集します。
奮ってご応募ください。



■募集期間

平成31年4月1日（月）から

4月19日（金）まで（必着）

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・平成31年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、三和区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

《三和区の予算（配分額）は610万円です。》

補助率	・10/10以内 事業内容や審査の結果により、補助金額の減額、調整を行う場合があります。 ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内（平成31年度採択事業からカウントする。）
補助の金額	1万円～150万円

《ポイント!》

- ・助成事業の補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、三和区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、三和区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります）
- ・本年度に予定されている消費税率の見直しについて、見積書等への反映に見直し後の税額計上の漏れがないようご注意ください。
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、三和区総合事務所の窓口で配付します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・三和区では、書類審査のほか、提案事業についてプレゼンテーションを主体としたヒアリングを行います。また、審査は次の視点を踏まえて行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

三和区の採択方針	
優先して採択する事業	<p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>① 「地域活性化事業」 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業。(例 祭り、講演会、フォーラムの開催など)</p> <p>② 「安全・安心サポート事業」 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。(例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど)</p> <p>③ 「地域農業振興事業」 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。(例 農作業体験、担い手研修など)</p> <p>④ 「歴史的資産の保全・保存事業」 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業。(例 環境保全のための植林、文化財の整備など)</p> <p>⑤ 「健全育成または健康推進事業」 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業。(例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など)</p> <p>⑥ 「人材養成・確保事業」 地域自治を担う人材を養成・確保する事業(例 観光ボランティアの育成など)</p>
その他の事業	優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。

(2) 基本審査・共通審査基準

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は次の審査項目と視点により審査を行うものです。
- 《共通審査基準の項目と視点》**

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

※次の事業につきましては、三和区地域活動支援事業の補助対象外とします。
防犯灯・外灯等のLED化事業

《ポイント!》

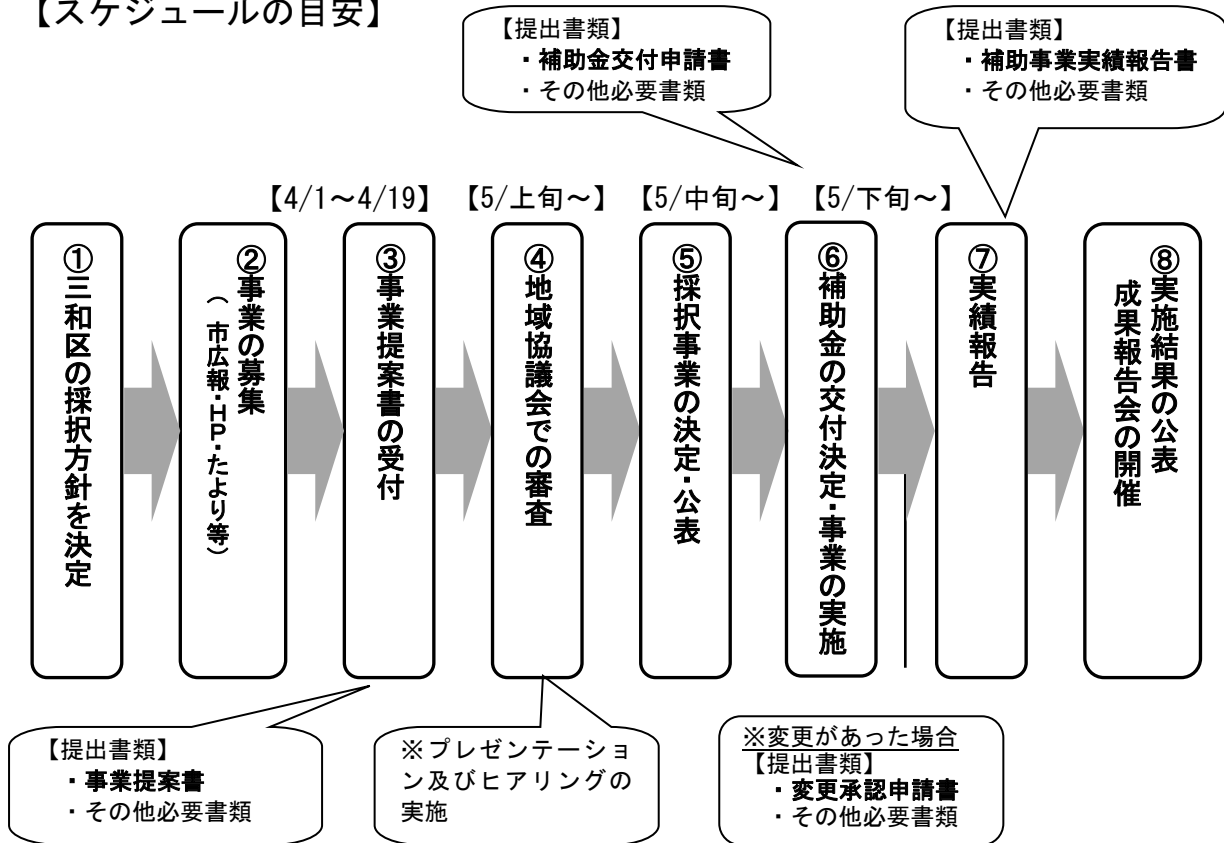
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。三和区の審査に当たっての基本的な考え方は、三和区総合事務所にご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

【スケジュールの目安】



上越市 三和区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-532-2323 内線215

〒943-0316 上越市三和区井ノ口444番地

月	日	曜日	行事内容	主催団体等
4月	1	月	春季火災予防運動（～7日）	消防庁
	4	木	さんわ保育園入園式（午前）	さんわ保育園
	5	金	3小学校新任式・始業式	各小学校
	7	日	新潟県議会議員一般選挙投票日	
	8	月	午前中：3小学校入学式、中学校新任式・始業式 午後：中学校入学式	各小中学校
	9	火	新入学(園)児を守る交通安全週間（～15日） ※交通安全立哨	NPO法人三和区振興会※
	13	土	上杉小学校PTA総会	上杉小学校
	14	日	上越市消防団三和方面隊ポンプ操法講習会	上越市消防団三和方面隊
	14	日	春の全市クリーン活動 ※町内会により異なる（4月～5月の間）	実施組織
	14	日	さんわ桜の陣2019（会場西部スポーツハウス）	三和商工会
	15	月	狂犬病予防注射	上越市
	17	水	JA農家組合長・総代合同会議	JAえちご上越
	19	金	里公小、美守小学校PTA総会	里公小・美守小学校
	20	土	三和中学校PTA総会	三和中学校
	20	土	NPO法人三和区振興会通常総会	NPO法人三和区振興会
	26	金	さんわ保育園保護者会総会・保育参観	さんわ保育園
	26	金	三和区合同学校運営協議会	各小中学校
28	日	NPO法人さんわスポーツクラブ定期総会	NPO法人さんわスポーツクラブ	
5月	11	土	春の全国交通安全運動（～20日）	新潟県
	中旬		三和商工会通常総会	三和商工会
	18・19	土～日	林富永邸春の一般公開	林富永邸保存会
	18	土	三和中学校がんばり遠足	三和中学校
	25	土	3小学校体育大会	各小学校
	26	日	きらきらウォーキング	NPO法人さんわスポーツクラブ
	30	木	JA第18回通常総代会	JAえちご上越
	下旬		三和区青少年育成会議総会	三和区青少年育成会議
6月	上旬		第1回 健康づくり推進活動チーム研修会	上越市
	8	土	三和区いきいき輪投げ大会	上越市・三和区老人クラブ連合会
	9	日	上越市消防団三和方面隊連合演習	上越市消防団三和方面隊
	中旬		JA年金友の会総会	JAえちご上越
	15	土	アルビバスケ教室	NPO法人さんわスポーツクラブ
	16	日	上越市消防点検（市長点検）	上越市消防団
	16	日	ソフトバレー大会	NPO法人さんわスポーツクラブ
	中旬		三和区戦没者追悼法要	三和区遺族会
	20.21	木・金	特定健康診査・市民健診・がん検診	上越市
	下旬		JA農家組合長研修会	JAえちご上越
	未定		桑曽根川・錦川改修促進期成同盟会総会	期成同盟会
7月	12又は19	金	三和区町内会長協議会視察研修（場所：未定）	三和区町内会長協議会
	12	金	レディース検診（子宮頸がん・乳がん）	上越市
	上旬		JA年金友の会ゲートボール大会	JAえちご上越
	14	日	夏の全市クリーン活動 ※町内会により異なる（6月～8月の間）	実施組織
	17	水	上江北辰神社例大祭	関川水系土地改良区
	未定		参議院議員通常選挙投票日	
	22	月	夏の交通事故防止運動（～31日）	新潟県
	24	水	3小学校・三和中学校1学期終業式	3小学校・三和中学校
	25	木	7ブロック小学校水泳大会	3小学校
	27	土	さんわ保育園夏まつり	さんわ保育園
8月	3	土	さんわ祭り	さんわ祭り実行委員会
	上旬		いきいき交流会	三和区老人クラブ連合会
	上旬		関川水系土地改良区臨時総代会	関川水系土地改良区
	10	土	三和愛宕の園納涼祭	(社福)上越あたご福祉会
	10	土	巨人戦観戦ツアー	NPO法人さんわスポーツクラブ
	中旬		JA農家組合長会議	JAえちご上越
	26	月	三和中学校2学期始業式	三和中学校
	27	火	美守小2学期始業式	美守小学校
	28	水	里公、上杉小学校2学期始業式	里公・上杉小学校
	未定		三和区国・県道及び桑曽根川・錦川期成同盟会合同要望	期成同盟会
9月	6	金	美守小学校 白山防災の日	美守小学校
	7	土	三和中学校体育祭	三和中学校
	中旬		献血	上越市
	21	土	秋の全国交通安全運動（～30日） ※交通安全立哨	NPO法人三和区振興会※
	22	日	さんわ体育祭	NPO法人三和区振興会
	28	土	さんわ保育園運動会	さんわ保育園

月	日	曜日	行 事 内 容	主催団体等
10月	1	火	高齢者交通事故防止運動（～31日）	新潟県
	1	火	三和区敬老会	上越市・NPO法人三和区振興会
	6	日	三和区いきいきスポーツ大会	上越市・三和区老人クラブ連合会
	13	日	秋の全市クリーン活動 ※町内会により異なる（9月～11月の間）	実施組織
	19	土	3小学校文化祭	各小学校
	20	日	さんわ駅伝大会	NPO法人三和区振興会
	24	木	特定健康診査・市民健診・がん検診（午前のみ）	上越市
	25	金	レディース検診（子宮頸がん・乳がん）	上越市
	26	土	三和中学校音楽祭	三和中学校
	下旬		三和地区農協まつり	JAえちご上越
11月	2	土	さんわ文化祭	NPO法人三和区振興会
	未定		第2回 健康づくり推進活動チーム研修会	上越市
	9	土	秋季火災予防運動（～15日）	消防庁
	10	日	三和区自主防災訓練&三和方面隊分団演習（里公分団地内）	各組織
	16～17	土・日	林富永邸秋の一般公開	林富永邸保存会
	17	日	ふれあいテニス大会	NPO法人さんわスポーツクラブ
	下旬		三和区町内会長協議会（全体会）	三和区町内会長協議会
	下旬		三和村土地改良区臨時総代会	三和村土地改良区
29・30	金・土	さんわ保育園発表会	さんわ保育園	
12月	上旬		J A農家組合長会議	JAえちご上越
	11	水	冬の交通事故防止運動（～20日）	新潟県
	13	金	里公小学校マーチング移杖式	里公小学校
	23	月	美守小、三和中学校2学期終業式	美守小学校、中学校
	24	火	里公、上杉小学校2学期終業式	里公小、上杉小
1月	5	日	上越市消防団出初式	上越市消防団
	7	火	三和中学校3学期始業式	三和中学校
	8	水	3小学校3学期始業式	各小中学校
	中旬		J A地域別農家組合長会議	JAえちご上越
	18	土	N P O法人三和区振興会新春祝賀会	NPO法人三和区振興会
	22	水	中学校入学説明会（1回目）	三和中学校
	下旬		J A集落懇談会 ～2月上旬	JAえちご上越
2月	11	火・祝	雪上うんどう会	NPO法人さんわスポーツクラブ
	14	金	上杉小学校 鼓笛移杖式	上杉小学校
	中旬		三和区町内会長協議会（全体会）・情報交換会	三和区町内会長協議会
	中旬		ふれあいの集い	三和区身体障害者福祉協会
	中旬		ニュースポーツに親しむ会	三和区老人クラブ連合会
	21	金	さんわ保育園保護者会総会・保育参観	さんわ保育園
	26	水	中学校入学説明会（2回目）・小中学生交流会	三和中学校・三和区青少年育成会議
	28	金	上杉小学校P T A総会	上杉小学校
下旬		さんわ芸能発表会	三和文化協会	
3月	4	水	三和中学校卒業式	三和中学校
	6	金	美守小学校P T A総会	美守小学校
	20	金・祝	バレエ発表会	NPO法人さんわスポーツクラブ
	23	月	3小学校3学期終業式	3小学校
	24	火	3小学校卒業式、三和中学校3学期終業式	各小中学校
	25	水	里公・上杉小学校、三和中学校離任式	里公、上杉小・三和中学校
	26	木	美守小学校離任式	美守小学校
	27	金	さんわ保育園卒園式（午前）	さんわ保育園
	下旬		関川水系土地改良区通常総代会	関川水系土地改良区
	下旬		三和村土地改良区通常総代会	三和村土地改良区
	下旬		三和区町内会長協議会定例総会、三和区生活環境協議会定例総会、三和区国県道整備促進期成同盟会定期総会	各組織